

次期福島県国民健康保険運営方針概要

(令和6年2月29日改定)

第1章 基本的事項

【策定目的】 県と市町村が共通認識の下で国保事業を実施するとともに、市町村が担う事業の効率化や広域化を促進できるよう指針を定めたもの。

【根拠】 国民健康保険法第82条の2

【対象期間】 令和6～11年度（中間年である令和8年度に見直しを実施）

第2章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

- 今後も被保険者数の減少により医療費総額は減少していく。一方、一人当たりの医療費は増加することが見込まれる。
- 被保険者の保険料(税)の増額を抑え、安定的な財政運営を行うためにも、医療費の適正化をより一層進めていく必要がある。
- 必要な支出を納付金や国庫負担金などで賄うことにより、収支が均衡していることが重要。市町村国保においては、一般会計からの法定外繰入（決算補填目的）赤字を生じさせないよう安定的な財政運営を図る。

第3章 市町村における保険料(税)の標準的な算定方法及びその水準の平準化

【保険料(税)水準の統一に向けた基本的な考え方】 Point

- 保険者規模が縮小する中、管内市町村の国保事業や財政を一体的に管理することで安定的な運営を持続させる必要がある。
- 県内のどこに住んでいても、同じ保険給付を同じ保険料(税)負担で受けられることが望ましいため、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば同じ保険料負担となるよう、保険料(税)水準の統一を進める。
- 受益と負担の公平性の観点から、同一の保険料(税)を支払うのであれば、同程度の被保険者サービスを提供することも必要。

【目標年度・統一の定義】 Point

令和11年度に完全統一することを目指す。

【統一に向けたスケジュール】

令和6～10年度までを移行期間とし、統一に向けた取組を進める。



- 標準保険料率の基本的な考え方、算定方法
 - (1) 市町村標準保険料率：市町村の所得総額や被保険者数に応じて算出
 - (2) 都道府県標準保険料率：都道府県間の保険料(税)率比較のため算出
- 標準的な収納率
各市町村が現実的な収納率であって、自助努力により標準的な収納率を上回ればインセンティブが働くよう被保険者規模別に定める。

第4章 市町村における保険料(税)の徴収の適正な実施 Point

- 被保険者数の規模に応じた目標収納率を設定（全国中位以上を目指す）。
- □座振替の利用促進、関係課との連携による収納体制の強化、徴収アドバイザーの設置、収納対策マニュアルの活用等により、収納率向上を図る。

第5章 市町村における保険給付の適正な実施

- レセプト点検の充実強化により財政効果率向上を図る。
- 療養費支給（あん摩・マッサージ・指圧、はり・きゅう及び柔道整復の療養費、海外療養費、不正利得の回収等）の適正化の取組強化。
- 第三者行為求償事務の迅速かつ適切な事務処理の実施。

第6章 医療費の適正化の取組 Point

- 特定健診・特定保健指導の目標実施率60%以上。保健指導等人材育成事業により保健師等の保健指導知識・技術の習得を支援。
- メタボリックシンドローム該当者・予備群者へのきめ細かな保健指導により、生活習慣を確実に改善できるよう取組を強化。
- 糖尿病等重症化予防（国保健康づくり推進事業）の推進。
- 後発医薬品使用促進、重複・頻回受診者への訪問指導、効果的な医療費通知の実施、市町村データヘルス計画の策定等により、医療費適正化を図る。



第7章 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進 Point

- 市町村が担う事務の標準化、広域化及び効率化の取組について検討。
- 市町村事務処理標準システムの導入に向けた支援を行う。

第8章 保健医療福祉サービス等に関する施策との連携

- 高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施。
- 県の保健・医療・介護等の各種計画、事業と連携し、サービスを推進。

第9章 国保の健全な運営のための連絡調整

- 福島県国保運営協議会、福島県市町村国保運営安定化等連携会議、福島県国保審査会を設置。
- 福島県国保連合会・保険者協議会等との連携強化。

